



MMPG 医業経営 Journal

発行 メディカル・マネジメント・プランニング・グループ TEL03-6721-9763(代) FAX03-6721-9764 <https://www.mmpg.gr.jp>

【キーワード】MS 法人

医療経営の可能性を広げる MS 法人の役割と活用方法

医療法人ができない事業展開や節税対策など、MS 法人にはさまざまなメリットがあると言われます。実際にはどのような活用ができるのでしょうか。株式会社メディヴァ取締役の小松大介氏に解説してもらいます。

MS 法人には 2つのタイプがある

MS 法人とは、メディカルサービス法人の略称。法的な根拠のある株式会社や合同会社といった法人ではなく、医療法人や医療機関に対して医療行為以外のサービスを提供する事業法人全般の総称です。

そしてMS 法人は、実態として人を雇用し設備投資をして、それに付加価値をのせてサービスを提供するタイプと、そうした実態が薄く、物品の仕入れやリース契約などの商流に関与することで一定のマージンを徴収するタイプの2つに分かれます。

前者であれば、実態が明確なために税務上のリスクは少ないものの、後者の場合は、実態次第で税務上のリスクがあります。

MS 法人で行っている業務の一例を図表に示しました。大きくは▽物販、▽アウトソーシング、▽金融、▽不動産、▽その他——と分けることができます。

物販は、医薬品や医療材料、消耗品等を外部から仕入れ、それを医療法人や医療機関に売却する業態です。この場合、医薬品や医療材料を扱うために、薬剤師等の資格者を配置し、事前に卸売販売業や高度管理医療機器販売業などの許可を得る必要があります。

アウトソーシングについては多種多様な領域があります。いわゆる医療事務や検体検査、消毒滅菌等のほかにも、清掃や機器の保守管理、洗濯、警備や施設管理といった業務が存在します。アウトソーシングも物販と同様に、検体検査や消毒滅菌、施設管理などについては、適切な人員の配置と一部、業としての許認可が必要となります。もちろん、実際の運営も法律やガイドラインに則って行う必要があります。そのため、当社の経験では、一般的なMS 法人は医療事務と警備、清掃あたりを生業としているケースが多いです。

金融は、リース取引の間に入る

図表 MS 法人で担う業務例

物販：医薬品、医療材料、消耗品全般

アウトソーシング(医療系)：医療事務、受付、レセプト請求業務、検体検査業務、医療機器等の滅菌消毒業務、患者等の食事の提供業務、患者等の搬送業務

アウトソーシング(事務、庶務系)：医療機器の保守点検業務、医療用ガスの供給設備の保守点検業務、患者等寝具類の洗濯業務、施設清掃業務、廃棄物処理業務、警備・防犯業務、建物・設備保守点検業務、経理・会計業務、労務・給与計算業務、売店業務、医薬品管理、SPD

金融：リース、運転資金融資

不動産：土地建物賃貸、駐車場運営

その他：人材紹介(医師、看護師、事務等)、人材派遣(医療事務、総務)、経営コンサルティング

出典：メディヴァ株式会社作成

サブリースやMS法人の資金に余裕がある場合は運転資金融資などがあります。また不動産は、医療機関の土地・建物をMS法人に売却し、その後、賃貸契約を締結することで資産のオフバランスを行うことができます。

最後にその他として、人材紹介や人材派遣、経営コンサルティング等が挙げられます。

人材紹介と人材派遣については、有料職業紹介事業や労働者派遣事業の許認可が必要であり、定期的な業務報告等も必要となるため、きちんとした業務運営を意識して臨む必要があります。

経営コンサルティングについては、一般的には許認可不要ですが、業務実態が見えにくいサービスであるため、会議や訪問時の業務記録や報告書などを管理しておくことが望ましいです。

MS法人活用に伴う メリットとデメリット

こうしたMS法人ですが、そもそも設立することのメリットは、次の3つが挙げられます。

①医療法人に制限されない事業展開 拡充

MS法人において各種サービスを提供して適正な利潤を得ることで、MS法人側で内部留保を確保し、それを医療法人では対応できない事業展開に活用することが可能です。具体的には、テナントを入れる不動産事業、他の医療法人や施設に対してのサービス提供、各種システム投資とシステム販売などが挙げられます。

②利益分散による税率低減の可能性

一般的には、事業税は株式会社よりも医療法人のほうが低率となります。また、医療法人とMS法人間の取引にも消費税がかかります。そのため、MS法人による税効果は限定的となりますが、それでも、事業税の累進課税の仕組みを使って利益分散を行うことや、医療法人では認められにくい交際費等をMS法人で計上することによる税務上のメリットが得られる可能性は存在します。

③相続や事業譲渡時の活用

将来、医療法人や医療機関の相続や事業譲渡を行う場合、MS法人を活用したほうが良い可能性があります。まず、相続者が複数いる場合、誰か一人に医療法人の運営を引き継がせたいと考え、財産分与が悩ましくなります。その場合、MS法人を別の兄弟に引き継がせることで一定の解決を図っているケースが存在しています。

また、第三者譲渡を検討する場合、現在の新規医療法人については、出資持分有り法人が認められていないため、出資持分譲渡による医療法人譲渡が実施できません。その場合、MS法人において不動産を有する等の一定の規模がある場合、医療法人譲渡とあわせてMS法人の株譲渡による事業譲渡によって解決できる場合があります。

こうしたMS法人設立によるメリットはいくつかありますが、一方で、デメリットも存在します。

たとえば、医療法人の設立者と近親関係にある方が代表を務めるMS法人との一定額以上の取引に

おいては、毎年、行政への取引報告が求められている点です。

税務上も、上記で整理したように、税務メリットを得るにはきちんとした試算が必要で、もしもうまく対応しないとより税率の高い事業会社でより多く課税されてしまうケースも想定されます。

さらに、そもそも、こうした業務自体が税務署によって実体のない取引とみなされると、贈与税のリスクも懸念されます。

こうしたデメリットが存在するため、安易に活用するのではなく、できるだけ実態のあるきちんと試算等をしたうえでのMS法人活用をお願いしたいと思います。

おすすめは 節税よりも事業拡大

最後に、MS法人を検討されている方々へお伝えしたいのは、単純な節税効果を目指したMS法人設立はあまり望ましくないということです。現時点でも節税効果を得るためにはいくつかの前提が必要になりますし、また将来、税制変更によってその前提が崩れてしまう可能性もあるからです。むしろMS法人が有効なのは、医療法人にとどまらない幅広い事業展開を行う場合です。

医療法人は収益事業に制限があり、配当も禁止されています。そのため、医療法人で実施できない事業を行う場合はMS法人を活用していただくのが良いと考えています。目先の節税に踊らされず、本質的な事業戦略からMS法人の検討をしていただくと幸いです。